

高校生と企業の新ビジネスに繋がるアイデアカフェ事業

企画提案コンペ募集要項

1 趣 旨

地域経済に貢献できる若手人材の確保・育成を推進するため、中播磨管内企業のうち、ものづくり産業や地場産業、観光関連産業、食品産業など、高校生とコラボレーションした商品開発等を希望する中小企業の担当者と、地元高校生との交流会やワークショップ等を実施する。そのため、高校生と企業の新ビジネスに繋がるアイデアカフェ事業を受託する者を企画提案コンペにより決定することとし、応募に関して必要な事項を以下のとおり定める。

2 募集する業務内容

- (1) 事業内容 高校生と企業の新ビジネスに繋がるアイデアカフェ事業の企画・提案及び実施
- (2) 仕 様 等 別紙高校生と企業の新ビジネスに繋がるアイデアカフェ事業仕様書のとおり
- (3) 事 業 費 1,100,000円以内（消費税及び地方消費税含む）
- (4) 事業実施期間 契約締結日～令和8年2月27日（金）

3 応募者に必要な条件等

兵庫県内に主たる事業所等を有する民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有し、次にかかげる事項をすべて満たしていること。

- (1) 中播磨地域（姫路市、福崎町、市川町、神河町）の経済情勢に精通し、起業支援の実績があること。
- (2) 次のいずれにも該当しない団体であること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していない者
 - ② 応募の日において、兵庫県の入札参加資格制限基準（指名停止、資格停止）に該当する者
 - ③ 応募の日において、破産手続き、再生手続または更正手続が開始されている者
 - ④ 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑥ 暴力団若しくは暴力団の統制の下にある者

4 受託業者の決定方法

仕様書に基づく企画提案書等の提出を求め、実績とあわせて内容審査で選定するコンペ方式とする。

5 企画提案コンペに係る手続き

(1) 企画提案書等の提出

令和7年4月14日（月）から同年5月12日（月）までの間（土日を除く）に、事務局に持参または郵送すること。

なお、受付時間は、各日とも午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とする。郵送により提出する場合は、5月12日（月）午後5時必着で提出すること。

(2) 募集要項に関する質疑及び回答

① 質疑

書面により質問票を作成し、令和7年4月30日（水）午後5時までの間（土日を除く）に、事務局に持参、郵送、メール、ファックスなどにより届けること。持参以外の方法のときは、電話により文書等の到着を確認すること。

なお、簡易な照会については電話でも対応可とします。

② 回答

原則、質問者に回答する。なお、同種の質問が想定されるもの等については、中播磨県民センターのホームページに回答の内容を掲載する。

③ その他

書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

6 応募の手続き

(1) 提出書類

① 申請書（様式1）

② 資格調書（様式2）

③ 企画提案書（様式3）

④ 業務実施体制（様式4）

⑤ 誓約書（様式5，6）

⑥ 経費積算見積書（任意様式）

※原則A4版縦長用紙横書き、左閉じとする。（図表等はA3版用紙も可）

⑦ 添付書類

ア 定款若しくは寄付行為及び登記証明書、又はこれらに準ずる書類の写し

イ 直近の決算書類（事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び損益計算書等）の写し

ウ 令和7年度事業活動の概要及び収支予算関係書類

エ 県税、法人税、消費税及び地方税について滞納がないことの証明書（応募の日の3ヶ月以内に交付されたもの）

(2) その他

① 応募書類の取扱い

提出された書類は審査のためのみに使用し、応募者には返却しない。

② 提案にかかる費用負担

書類作成等、企画提案コンペにかかる一切の費用は、応募者負担とする。

7 審査及び受託業者の選定

(1) 審査会

委託事業者の決定を行うため、審査会を設置する。

審査会の運用は、別に定める高校生と企業の新ビジネスに繋がるアイデアカフェ事業審査会設置要綱によることとする。

(2) 審査方法

審査は、提出された企画提案書等により審査し、下記の評価基準により審査会構成員全員が個別に採点し、その合計点の最も高い企画を採用する。同順位の企画が2つ以上ある場合は、委員長が指示する企画を採用する。

【評価基準】

① 事業適合性 ② 事業効果性 ③ 企画性 ④ 実効性 ⑤ 経済合理性 等

(3) 審査結果の通知

結果は審査会終了後7日以内に書面で通知する。

8 審査会（プレゼンテーション）

(1) 日程

令和7年5月下旬から6月上旬

時間等詳細については、後日、参加申込者に連絡する。

(2) 場所

兵庫県姫路総合庁舎（姫路市北条1－98）

9 その他

(1) 委託する業務の内容については、応募書類の内容や審査結果等をもとに、中播磨県民センターと協議のうえ詳細を決定する。その際、企画内容等を一部変更する場合がある。

(2) この企画提案コンペにかかる事務は、兵庫県中播磨県民センター県民躍動室県民課（産業観光担当）において処理をする。

(3) この要項に定めるもののほか、企画コンペの実施に必要な事項は別に定める。

10 問い合わせ先

兵庫県中播磨県民センター県民躍動室 県民課（産業観光担当）高橋、岸元

〒670-0947 姫路市北条1丁目98

電 話：079-281-9260

FAX：079-285-1102